第1条(総則)

- 1.この規約は、であえ一る岩見沢の円滑な管理運営を行うため、交流空間の利用に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2.利用者は、以下に述べる各規約及び管理者から提示された事項についてこれを遵守しなくてはならない。
- 3.これらに違反したと管理者が判断した場合には、利用の取り消し、出店物・展示物・装飾物の撤去・変更・退去を命じることが出来る。またこれにより利用者及び関係者に生じた一切の損害の補償並びに支払われた費用の返還を行わないものとする。

第2条(交流空間の目的)

様々な文化の発表・交流の場とすることで、賑わいを創造・発展させると共に、来館者へ心地よいおもてなし空間を提供すること。

第3条(利用資格)

利用者は、本規約及び要項等関連書類に記載の注意事項を遵守いただける方に限る。また、搬入出及び利用時の同伴者にも規約遵守の指導の義務を負うものとする。

- 1. 利用者は管理者が定める趣旨に合致する作品、商品、サービスを提供する個人・法人・団体に限ります。また管理者は利用内容について適切であるか否かを決定し、不適切であると判断した場合は利用をお断りする権利を有する。またその際の根拠、判断基準などは公表しない。
- 2. 利用者は未成年者(18 歳未満)の場合には、利用申込について、事前に親権者などの法定代理人の同意を得るものとし、かつ利用当日は、親権者が同行すること。

第4条(利用制限)

下記の利用に関しては施設の利用を禁止する。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を乱す利用。
- ② 当施設の減失又は損傷する恐れがある利用。
- ③ 著作権や肖像権、商標権等を侵害したり違法行為をする恐れのある利用。
- ④ 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある団体の利益になる利用。(暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業)
- ⑤ 宗教的活動又は政治的活動を行う恐れがある利用。
- ⑥ その他当施設の目的及び管理上不適当であると見られる利用。
- ⑦ 販売行為において、であえ一る岩見沢に入居しているテナントと同種の販売があるとみなした場合。

第5条(利用申込)

- ① 利用者は、正確な情報を入力及び提供する。
- ② 利用者は、複数の出店者を代表して本利用に申し込む場合、事前に、同一の申込に係る他の出店者(以下「共同出店者」という)から、本規約の理解及び同意を得た上で、申込を行うものとし、また、共同出店者の一切の行為及びその結果につき、当社に対し連帯して責任を負うものとする。利用者が申込書提出後に、共同出店者が増えた場合も、同様に本規約の内容を説明し、理解及び同意を得た上で、当日同行させるものとする。
- ③ 利用許可は登録された利用者のみを対象とし、第三者に譲渡及び貸与することはできない。
- ④ 申込は所定の申請書にて原則として<u>利用日の1カ月前までに申込を完了すること。</u>仮予約後、1カ月前までに申請書の申込がない場合はキャンセルとみなす。
- ⑤ 申込の仮予約は、利用日の3カ月前からとする。
- ⑥ <u>申込完了後のキャンセルについては、当日で会場使用料の全額を、10日前より前日では会場使用料の半額を徴収する。</u> 3条広場に関しては、天候等の理由を考慮し、社内にて検討する場合がある。
- ⑦ 申込のキャンセルをする場合は、事前に必ず(㈱振興いわみざわへ電話連絡すること。無断キャンセルの場合は今後の利用をお断りする場合がある。

第6条(遵守事項)

- ① 当施設の来場者の安全確保の措置を講ずること。
- ② 警察、消防、保健所、救急等の指示があった場合には従うこと。
- ③ 利用場所は管理者が定め、許可なく移動、拡幅を行うことはできない。また原則として利用者による場所の希望は受け付けない。イベント開催中に管理者が必要と判断した場合は利用場所を移動していただく場合がある。
- ④ 利用中、準備撤去時間も含め利用者(主催者)は当施設に常駐すること。
- ⑤ 当施設を利用する際は利用申込書の控えを携帯すること。
- ⑥ 当施設は管理者指定の場所以外は禁煙である。
- ⑦ 当施設の利用に際しては、利用者の責任と負担においてゴミ等の処分をすると共に、使用後に清掃を実施すること。
- ⑧ 利用者は必要に応じて関係諸官公庁(警察署、消防署、保健所、岩見沢市等)への事前届出を行うこと。
- ⑨ 管理者はイベント実施時に利用者並びに出店内容を撮影・録音等による記録を行う場合がある。またその記録をホームページ、 SNS、印刷物作成時に使用する場合がある。
- ⑩ 利用者は株式会社振興いわみざわの指示に従うこと。

第7条(個人情報の取り扱い)

利用者は、イベントを通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得を行う必要がある。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で利用しなければならない。

また取得した個人情報は、利用者が責任をもって管理・運用すること。情報主体との間で紛争が生じた場合は当事者間で解決し管理者 は責任を負わない。

第8条(損害責任)

- ① 盗難、事故(搬出入時含む)等に関して第三者とトラブルが生じた場合、利用者の自己責任・当事者間での話し合いで解決し、管理者はその責を一切負わない。
- ② 渡し忘れ・欠陥品等、利用者側の落ち度に起因するクレームがあった場合、管理者は購入者に出店者の氏名・連絡先を教える場合がある。
- ③ 利用者が管理者または第三者に対する損害を与えた場合、損害を与えた利用者の責任と費用を以って解決すること。またイベント に参加することに伴い、イベント終了後に発生する利用者間・購入者間の諸問題について当方は一切責任を負わないものとする。
- ④ 管理者は、天候・災害等管理者の責に帰さない原因による会期の変更・開催の中止によって生じた利用者及び関係者の損害は補償しない。

第9条(その他)

- 本規約に定めの無い事項に関しては、管理者である株式会社振興いわみざわが社内協議して決定し利用者に通知する。
- ② 申込完了後、株式会社振興いわみざわの催事等の関係により申込を取り消す場合がある。
- ③ 利用の条件としては、販売行為や入場料、参加費を伴う催事については会場使用料は有料となるが、作品展示や無料公演、研修などの非物販に関しては、会場使用料は無料とする。
- ④ 会場使用料の有無にかかわらず、備品や駐車券は有料とする。また準備や片づけは所定の管理場所から利用者自ら行うものとし、 開始・終了時には管理事務所及び防災センターに届け出ること。
- ⑤ **交流空間の利用時間は原則午前9時から午後6時まで**とする。但し、左記の時間以外で当社が必要と認めた場合は、時間外も利用することが出来る。
- ⑥ 備品の申請に関しては、利用前に備品の種類・数量を決定し、その後の数の変更は受け付けない。但し、在庫があるものに関しては問い合わせの後、追加で使用出来る場合がある。その場合は追加した分の金額を追加で徴収する。
- ⑦ 搬入出日を別日で設ける場合の会場使用料は、会場料の金額の50%/日を徴収する。(営利のみ)

第10条(交流空間の利用場所と金額)

フロアー	名称	面積	利用料金(1 日) 税込		
			市民交流(非営利)	営業目的(営利)	テナント
B1 階	であえーるホール	304 m ²	無料	20,000 円	10,000 円
1 階	3条広場(屋外)	120 m ²	無料	1,500 円	1,000 円
	3条エントランス	20 m ²			1,000 円
2 階	ひなた広場	100 m ²	無料	2,500 円	2,000 円
	まちカフェ「ARTE」	165 m ²	企画内容相談の上、利用可		
3 階	あそびの広場	1250 m ²			
お客様用駐車券(1時間券)			270 円/枚		
お客様駐車券(24 時間券)			660 円/枚		
関係者用駐車券(24 時間券)			500 円/枚		
冬期暖房料金(11月1日~翌年3月末日)			1,000 円/日		
搬入・搬出に要する利用料金			無料	会場料の金額の 50%/日	
各種備品			別紙備品申請書に記載		

振込先 ㈱振興いわみざわ 中心市街地活性化事業部

空知信用金庫 本店(010) 普通預金 0785017

振込先 ㈱振興いわみざわ

北洋銀行岩見沢中央支店(381) 普通預金 4168993

※お振込み手数料は利用者負担となります

<u>であえーるホール図(304 ㎡)</u>

であえーるホール

